

一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書

(物品の製造・買い入れ・売払い・役務の提供等)

作成の手引き

佐那河内村

一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書
(物品の製造・買入れ・売払い・役務の提供等)の受付について

令和4年6月1日から令和6年5月31日までの間において佐那河内村が発注する物品の製造・買入れ・売払い・役務の提供等に係る競争入札に参加を希望される方は、次により申請してください。

1. 申請受付期間

令和4年2月1日～令和4年2月28日（土・日・祝日は除く）

2. 申請受付時間

9時から12時及び13時から17時

3. 資格の有効期限

令和4年6月1日から令和6年5月31日

4. 申請の方法等

持参もしくは郵送(郵送の場合は消印により提出日を判断します)

5. 審査基準日

申請月の前月の1日(例：2月5日に申請された場合の基準日は1月1日です)

6. 提出及び送付先

〒771-4195

徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ 31 番地

佐那河内村役場 総務課

7. 申請書類

次のとおりです。(用紙はA4サイズ。原本がA4サイズでない場合を除く)

No	申請書類一覧表	法人	個人
1	一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(様式第1号)	○	○
2	経歴書(様式第2号)	○	○
3	登記事項証明書(写し可)	○	
4	営業証明書(写し可)		○
5	印鑑証明書(写し可)	○	○
6	身分証明書(写し可)		○
7	登記されていないことの証明書(写し可)		○
8	損益計算書・貸借対照表(直前1年分)	○	○
9	納税証明書(国税・地方税)(写し可)	○	○
10	使用印鑑届(様式第3号)	○	○
11	営業に関する許可、許可等の証明書の写し ※許可・許可等を必要とする営業の場合	○	○
12	委任状(県外業者で年間委任する場合に限る)(様式第4号)	○	○
13	誓約書(佐那河内村様式)	○	○
14	個人住民税に係る特別徴収実施確認書(佐那河内村様式)	○	○

No1 から順番に綴じてください。

8. 申請書類の様式

徳島県様式。ただし、誓約書及び個人住民税に係る特別徴収実施確認書は佐那河内村様式を使用してください。

9. 申請書の配布場所

佐那河内村のホームページからダウンロードしてください。

10. 申請書類の作成方法(徳島県に準じます)

(1)一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(様式1)

申請書ファイル内の記載の仕方シート等を参考に作成してください。

(2)経歴書(様式2)

経歴書ファイル内の記載上の注意シートを参考に作成してください。

(3)登記事項証明書(法人のみ)

法務局が発行するもの。写し可。

なお、事業協同組合等で登録される場合にあっては、別紙の「組合等構成員名簿」を作成してください。

(4)営業証明書(個人のみ)

営業している住所地の市町村長が発行するもの。写し可。

(5)印鑑証明書

法人については、法務局が発行するもの。個人については、市町村長が発行する実印の印鑑証明書。写し可。

(6)身分証明書(個人のみ)

申請者について、本籍地の市町村長が発行するもの。写し可。

(7)登記されていないことの証明書(個人のみ)

法務局が発行する「成年被後見人、被補佐人、被補助人とする記録がない」証明書。写し可。

(8)損益計算書・貸借対照表

審査基準日直前1年の事業年度に関するもの

(個人であっても青色申告をしていないものは省略できます)

(9)納税証明書

①事業税(都道府県税)及び県民税(法人のみ)についての納税証明書

ア～エの該当する全ての証明書を提出してください。写し可。

ア 県内に本店を有する方

徳島県県税局及び県民局が発行する現に未納の額のないことの証明書

イ 県外に本店を有する方

本店所在地の都道府県の県税事務所等が発行する納税証明書

ウ 県外に本店を有する方で、県内の営業所等に取引に係る権限を委任される方

本店所在地の都道府県の県税事務所等が発行する納税証明書と権限を委任されている営業所等の徳島県県税局及び県民局が発行する現に未納の額のないことの証明書

エ 徳島県を含む2以上の都道府県に本店又は営業所等を有する方

徳島県内にある本店又は営業所等に係る直近の事業年度に係る課税標準の分割に関する明細書(写し)若しくは徳島県県税局及び県民局が発行する期別証明書

②消費税・地方消費税について未納の税額のないことの証明書

税務署発行の未納の税額のないことの証明書

納税証明書(個人－その3の2、法人－その3の3)

(10)使用印鑑届(様式3)

「届出者」の欄には、実印を押印してください。

「使用印鑑」の欄には、村との商取引に使用する印鑑を押印してください。

社判を使用印鑑とすることはできませんので、ご注意ください。

(11)営業に関する許可、許可等の証明書の写し

申請に係る営業に関し、許可、許可等を必要とする場合にあっては、これらを受けていることを証明する書面の写し。

なお、O2清掃・設備の保守に登録する場合にあっては、別紙の「O2清掃・設備の保守に登録をされる方へ」を作成してください。

プライバシーマーク、ISO14001 認証を有する場合は、認証の写しを提出してください。

(12)委任状(様式4)

佐那河内村との契約の締結等について、支店、営業所等に属する者を代理人に選任する場合、資格の有効期限内を通じての委任状を提出してください。

委任状ファイル内の記載上の注意シートを参考に作成してください。

(13)誓約書(佐那河内村様式)

誓約書ファイル内の記載要領シートを参考に作成してください。

(14)個人住民税に係る特別徴収実施確認書

「個人住民税に係る特別徴収の実施確認書」の提出が必要です。

◇個人住民税の特別徴収とは・・・

給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給料から住民税（市町村民税＋都道府県民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。

地方税法第321条の4及び市町村の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。

※特別徴収制度に関するお問合せは、都道府県・市町村の個人住民税(特別徴収)担当課までお問い合わせください。

○記入上の注意

「住所又は所在地」「商号又は名称」「代表者氏名」欄

営業の本拠となる本社、本店に関する事項を記入し、印については実印を押印してください。

1 特別徴収を実施している場合

特別徴収を実施している場合は、1にチェックをいれてください。

また、「貼付欄」に次のいずれかの書類を貼付してください。

①村から送付された申請書を提出する年度に係る「個人住民税税額決定書」の写し
※個人の住民税額に関する部分の写しの提出は不要です。

②申請日より6か月以内に村に納入した「個人住民税特別徴収義務者領収証書」の写し

なお、書類の紛失等の理由で写しを貼付できない場合は、この確認書を村の住民税担当窓口へ提出し、「特別徴収を実施していること」について確認を受けてください。

2 特別徴収の実施義務がない場合

特別徴収を実施すべき従業員を雇用しておらず、特別徴収の実施義務がない場合は、2にチェックを入れてください。

この場合は、今後特別徴収義務者になった場合等には、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約していただくことになります。

11. 提出書類の注意事項

(1)提出書類はA4サイズに統一し(原本がA4サイズでない場合を除く)、ヒモ又はホッチキスで綴じてください。ファイルは不要です。

- (2)各種証明書類は、申請日より3か月以内に発行されたものに限ります。
- (3)郵送による提出の場合で、受付票が必要であれば、切手を貼った返送用封筒又は官製はがきを添付してください。(宛名は必ずご記入ください)
- (4)書類提出後において、記載事項に変更があった場合は、直ちに変更届を提出してください。様式は徳島県様式を使用してください。添付書類は徳島県に準じます。(変更届は村のホームページからダウンロードできます)

12. 問い合わせ先

佐那河内村役場 総務課

電話：088-679-2113(直通)

IP：050-2024-5000(代表)

(※IP電話は令和6年3月31日で利用出来なくなります。)